



中間貯蔵除去土壌等の福島県外最終処分について

2026年4月14日

環境省 環境再生グループ

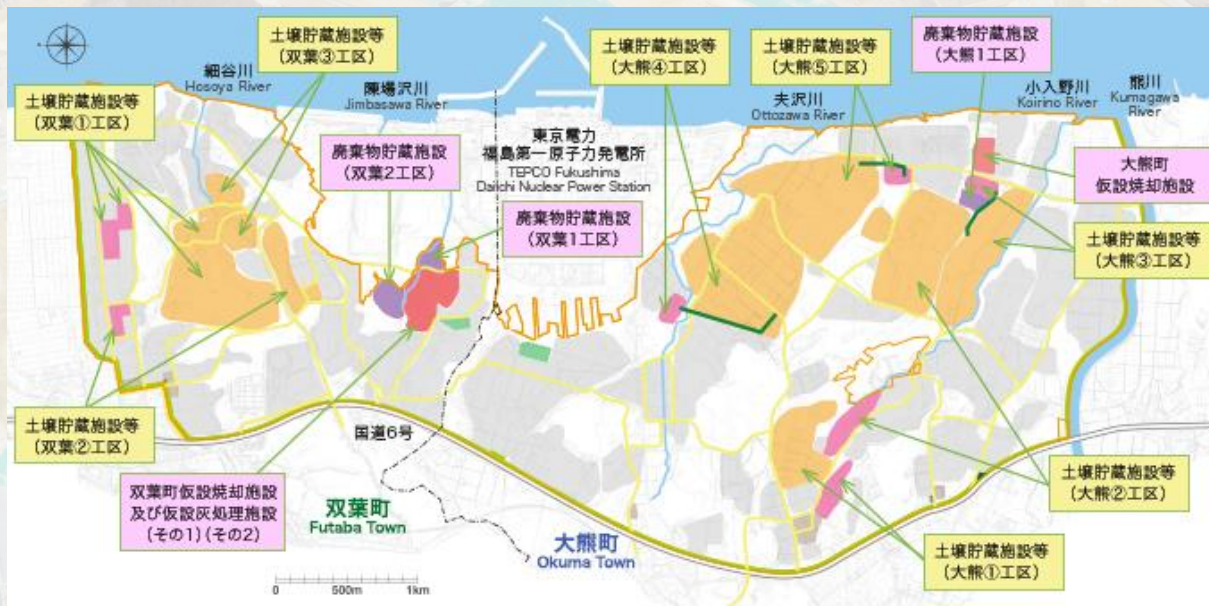
参事官 中野 哲哉



福島県外最終処分の必要性

除去土壌等の県外最終処分の必要性①

- 中間貯蔵施設は、大熊町・双葉町で約1,600haという広大な区域
(渋谷区の広さと同様)



登記記録地権者数
2,360人



用地契約地権者数
(2025年12月時点)
1,988人

約3 km



約8 km

- 地権者の皆様は、原発事故により避難を余儀なくされた上で、中間貯蔵施設事業のために先祖代々受け継ぐ土地・家屋を手放すという苦渋の決断

除去土壌等の県外最終処分の必要性②

- 地権者の皆様の決断があったからこそ、**中間貯蔵施設の設置が進み、福島全体の復興が大きく進展**
県内各地にあった**約1370カ所**の除去土壌仮置場 → **現在約10カ所**



- さらに、福島県では東京電力福島第一原発事故の影響により、**福島県民に多大な負担も発生**
- **福島県民が既に重過ぎる負担をされていることを踏まえ「中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）の福島県外での最終処分」を前提に、福島県内の地元が中間貯蔵施設を受入れ。これは、法律でも明記された国の責務であり、日本全体で考えるべき課題**

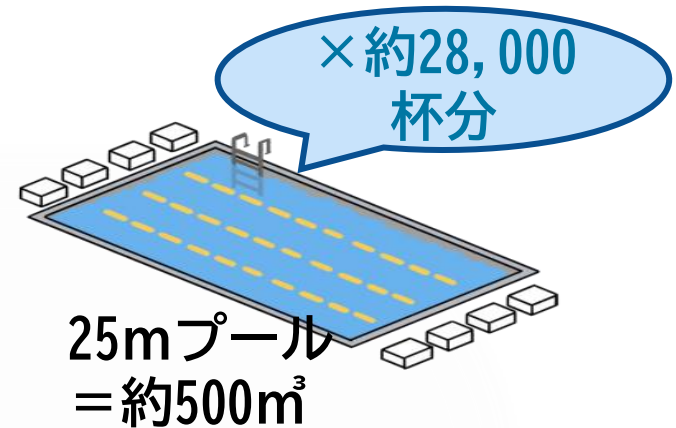
地元関係者の皆様の声（「福島環境再生100人の記憶」（環境省）から抜粋。一部わかりやすさの観点で改変。）

- 避難生活が継続する中、さらに追い打ちをかけるように、先祖伝来の土地、家屋、財産まで手放さなくてはならなくなったわけで、その心中は察してあまりありません。町民の皆さんの悲しみと苦しみに満ちた表情は、今でも忘れることはできません。
- この先30年も帰れないのなら、先祖代々受け継ぎ、育んできた土地に、中間貯蔵施設を受け入れることが、土地の有効活用になるのではないか、それによって、県民はもとより、多くの国民に希望を与えることが出来るのではないだろうか。「それならきっと、ご先祖様もきっと許してくれる」そう信じて、地区の住民はみんな、断腸の思いで土地提供に同意したと思う。
- 他の地域の帰還困難区域が解除され、復興する姿を見て、「中間貯蔵施設を受け入れなかったら、もしかしたら10年で帰還できたのでは？」と思うこともあります。われわれのこの思いを、国と県は重く受け止め、長期にわたり支援していく責任があると思っています。環境省と国には、30年後、誰もが「こんなところなら永住したい」と思えるほどの土地にして、次世代に渡して欲しい。

中間貯蔵施設へ運び込まれる除去土壌等の量は
25mプールの約28,000杯分に相当

※ 全国の小学校の総数は19,000校

このうち大半は適切な管理の下で資源として利用
(復興再生利用) できる濃度。
復興再生利用が進めることで、最終処分量の低減
にもつながる。



資源として
利用可能なもの

復興再生利用

覆土材

復興再生土

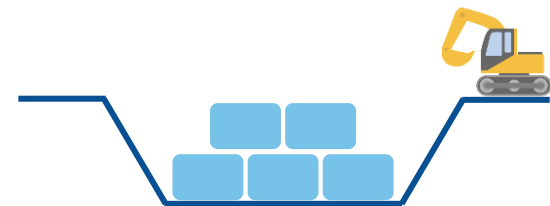
除去土壌の放射能濃度分布

1 kg当たり8,000
ベクレル以下
約3/4

1 kg当たり
8,000ベクレル超
約1/4

減容等を図った上で

中間貯蔵開始後
30年以内の
県外最終処分の完了



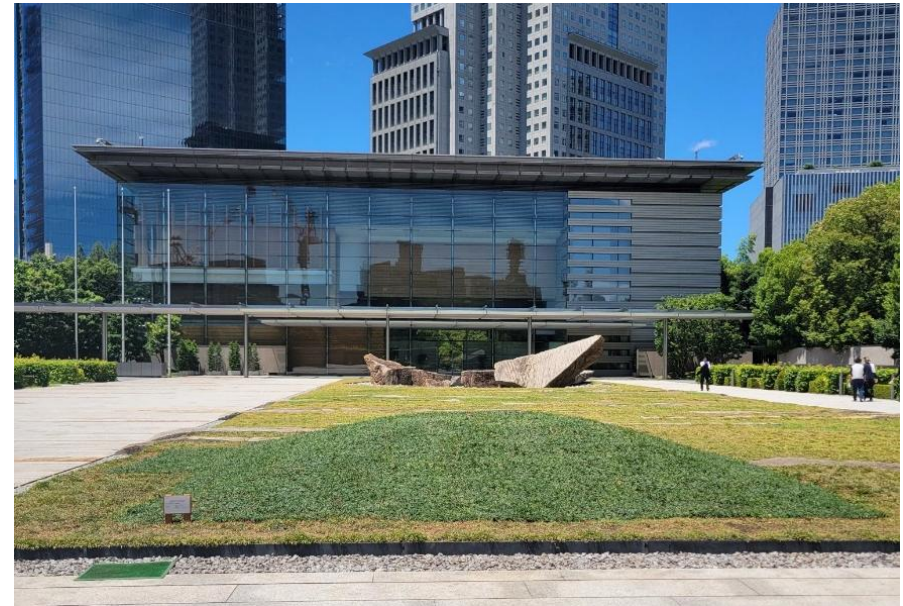
復興再生利用

復興再生利用の実施状況－総理大臣官邸

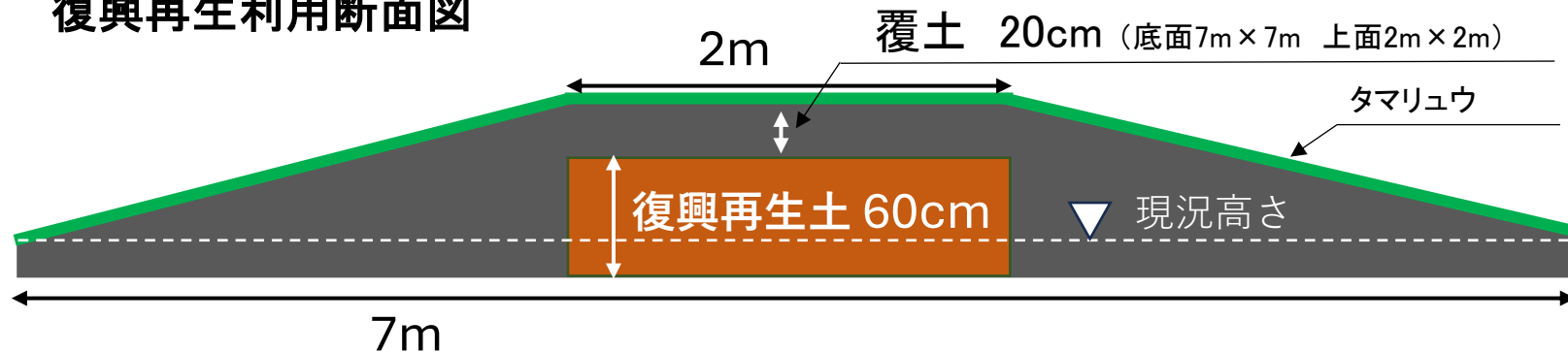
総理大臣官邸にて、復興再生利用の基準策定後初の復興再生利用を実施。

- 施工日：2025年7月19日、20日
 - 施工面積：7m×7m
 - 除去土壌：2m×2m×60cm 約2m³
 - 除去土壌の飛散流出防止措置：覆土20cm
 - 復興再生利用の実施個所であることを表示
 - 施工前(2025/7/18)の放射線量：
0.07～0.10マイクロシーベルト/時
 - 竣工後(2026/3/6)の放射線量：
0.10マイクロシーベルト/時
- ➡**人体への影響を無視できるレベル**

施工後の様子



復興再生利用断面図



復興再生利用の実施状況－霞が関中央官庁の花壇等

中央合同庁舎第3号館
正門駐車場
(国土交通省、
海上保安庁)



9/20, 21
施工

中央合同庁舎第6号館
北側駐車場
(法務省他)



9/24, 25, 26
施工

外務省南庁舎入口



10/11, 12, 13
施工

中央合同庁舎第2号館
中庭 (総務省、
警察庁、消防庁他)



9/20, 21
施工

中央合同庁舎第8号館
正面玄関駐車場
(内閣官房、
内閣府)



9/27, 28
施工

中央合同庁舎第1号館
正面玄関前
(農林水産省、
林野庁、水産庁)



10/4
施工

中央合同庁舎第4号館
駐車場前
(復興庁、財務省、
内閣府他)



9/14, 15
施工

経済産業省
総合庁舎
中庭駐車場



9/13, 14, 15
施工

中央合同庁舎第5号館
サンクンガーデン
(環境省、
厚生労働省)

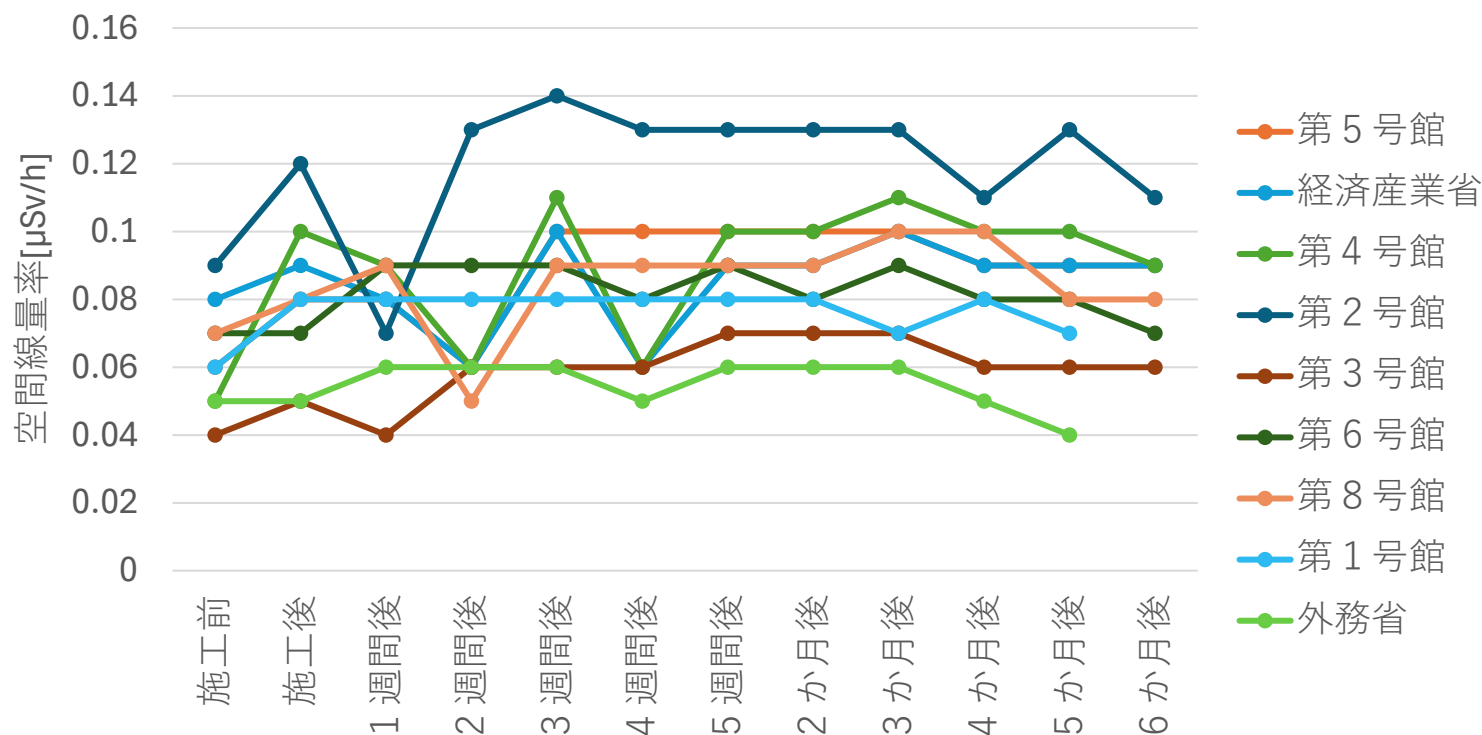


9/13, 14, 15
施工

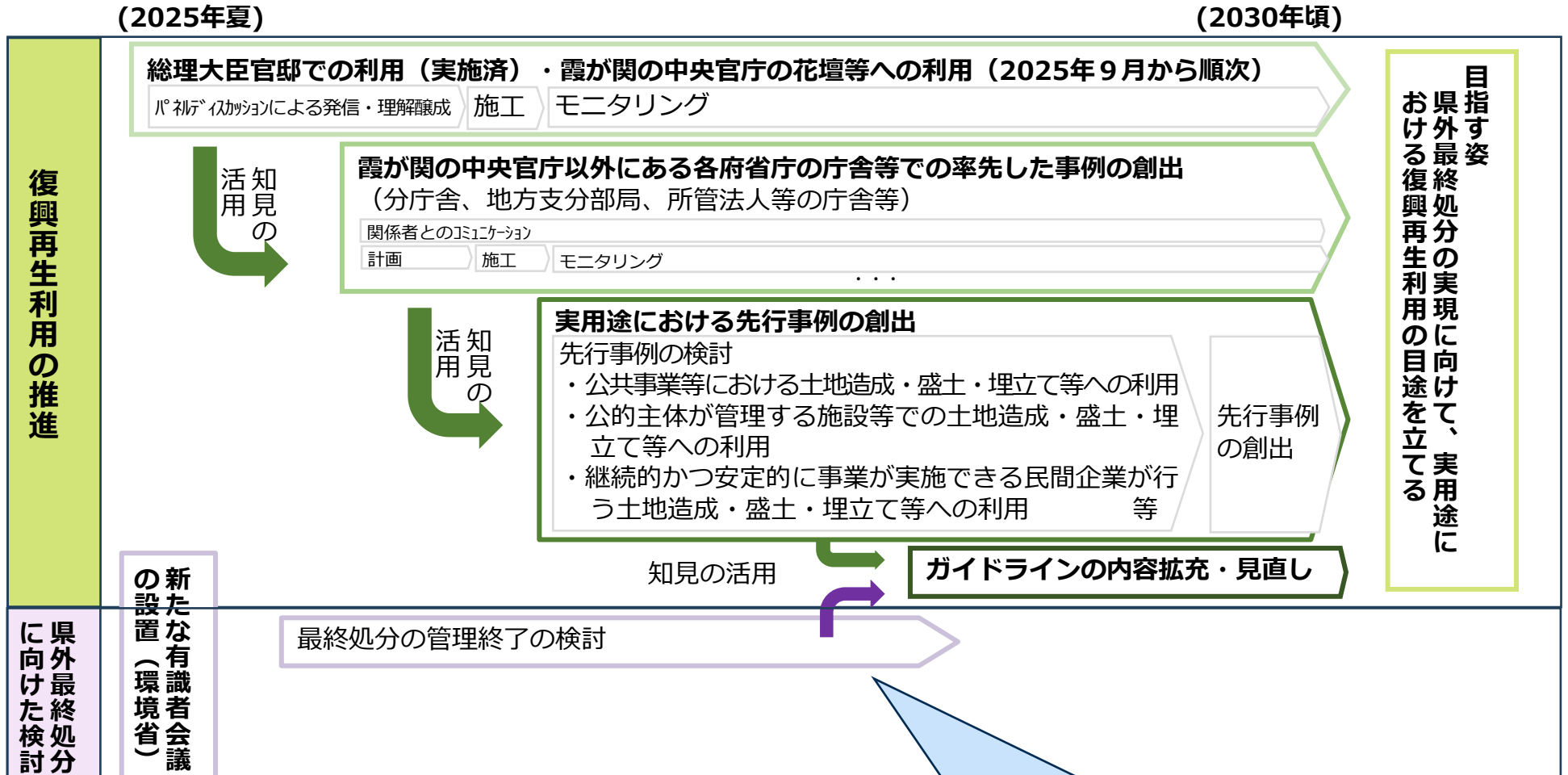
復興再生利用の実施状況－霞が関中央官庁の花壇等

- 空間線量率の測定は、理解醸成のため、工事後1か月間は週1回、その後1年間は月1回測定。
- 施工地点における維持管理時の測定結果は、同一地点の施工前の結果に対し、天候等による変動もあり、 $-0.02 \sim +0.06 \mu\text{Sv/h}$ 変化。
- 施工地点におけるこれまでの維持管理時の測定結果を平均すると、同一地点の施工前の結果に対し、 $+0.01 \sim +0.04 \mu\text{Sv/h}$ 変化。それから推計される復興再生利用による追加被ばく線量は年間1 mSv ※を大きく下回るため、人体への影響を無視できるレベルである。

※汚染状況重点調査地域の指定に際しては、自然放射線を $0.04 \mu\text{Sv/h}$ 、1日の滞在時間を屋内16時間・屋外8時間、屋内における木造家屋の遮へい効果を0.4倍と想定し、 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ に相当するとしている。



(参考) 復興再生利用の今後の進め方



※ ロードマップより復興再生利用の推進に関する内容を抜粋

県外最終処分に向けた検討における最終処分の管理終了の検討では、復興再生利用での考え方との整合性も考慮

中間貯蔵中の除去土壌の性状 (ボーリング調査・開削調査より)

土質区分基準における区分（8000Bq/kg以下の土壌）

- ・一般に、建設工事に伴い副次的に発生する土砂や汚泥（発生土）の適正な利用の促進を図るため、土質区分基準により発生土は区分されている。
- ・ボーリング調査により採取したサンプルのコーン指数等から、土質区分基準に基づき傾向を整理した。
- ・約8割が通常の施工性が確保される第1種～第3種発生土のものとなった。

土質区分基準の概要

区分	コーン指数 (kN/m ²)
第1種建設発生土 〔砂、礫及びこれらに準ずるもの〕	-
第2種建設発生土 〔砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの〕	800以上
第3種建設発生土 〔通常の施工性が確保される粘性土 及びこれに準ずるもの〕	400以上
第4種建設発生土 〔粘性土及びこれに準ずるもの (第3種建設発生土を除く)〕	200以上
泥土	200未満

土質区分基準に基づく 中間貯蔵施設の土壌の傾向



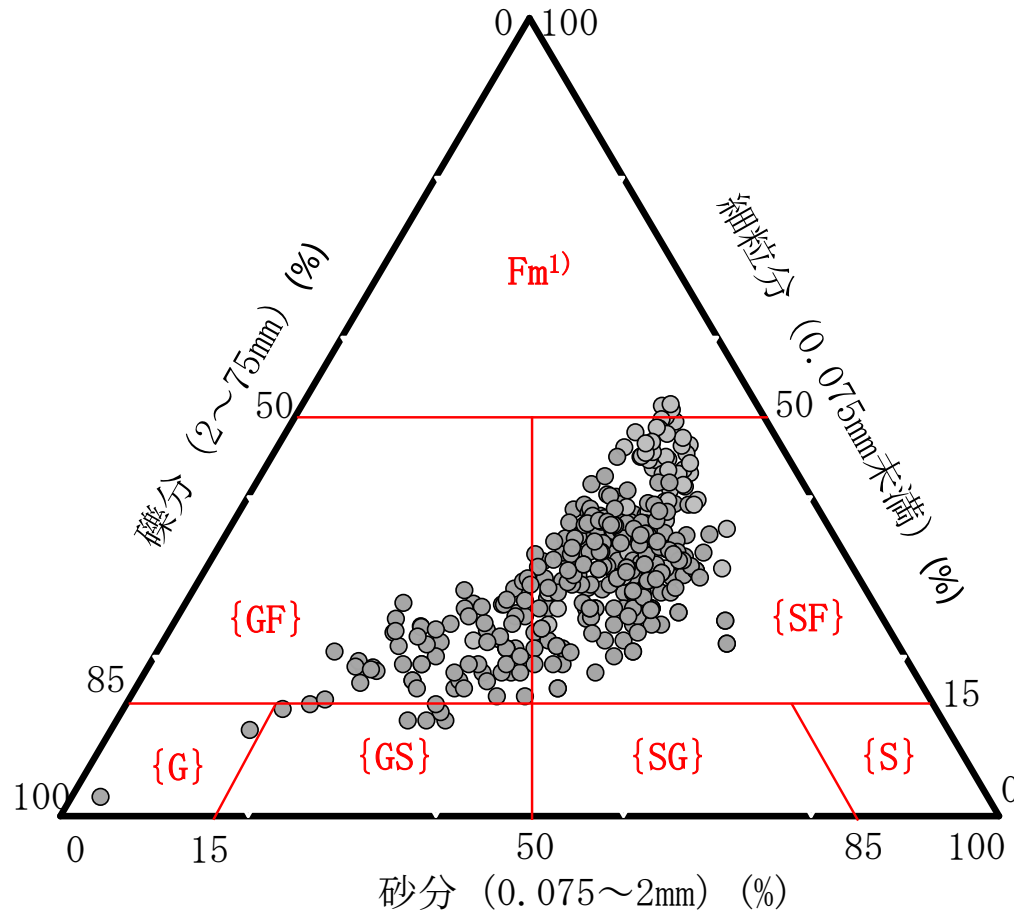
■ 第1種 ■ 第2種 ■ 第3種 ■ 第4種 ■ 泥土

出典：発生土利用基準について（平成18年8月19日付け国官技第112号・国官総第309号・国営計第59号国土交通省大臣官房技術調査課長・大臣官房公共事業調査室長・大臣官房官庁営繕部計画課長通知）

注：各土壌貯蔵施設におけるボーリング調査により採取したサンプルのコーン指数（締固めた土のコーン指数試験方法JIS A 1228）の割合等と、各土壌貯蔵施設における土壌貯蔵量から全体の割合を算出

土質材料の工学的分類体系による分類 (8000Bq/kg以下の土壌)

・ボーリング調査により採取したサンプルの粒度分布等から、土質材料の工学的分類体系により傾向を整理すると、おおむね細粒分まじり砂、細粒分まじり礫となった。



G : 礫
GS : 砂礫
GF : 細粒分まじり礫
S : 砂
SG : 礫質砂
SF : 細粒分まじり砂
Fm: 細粒土

Fm : 主に観察と塑性図で判別分類

その他の性状（8000Bq/kg以下の土壌）

・ボーリング調査により採取したサンプルのpH、電気伝導率、塩化物含有量は、参考となる要求品質※を満たしている。

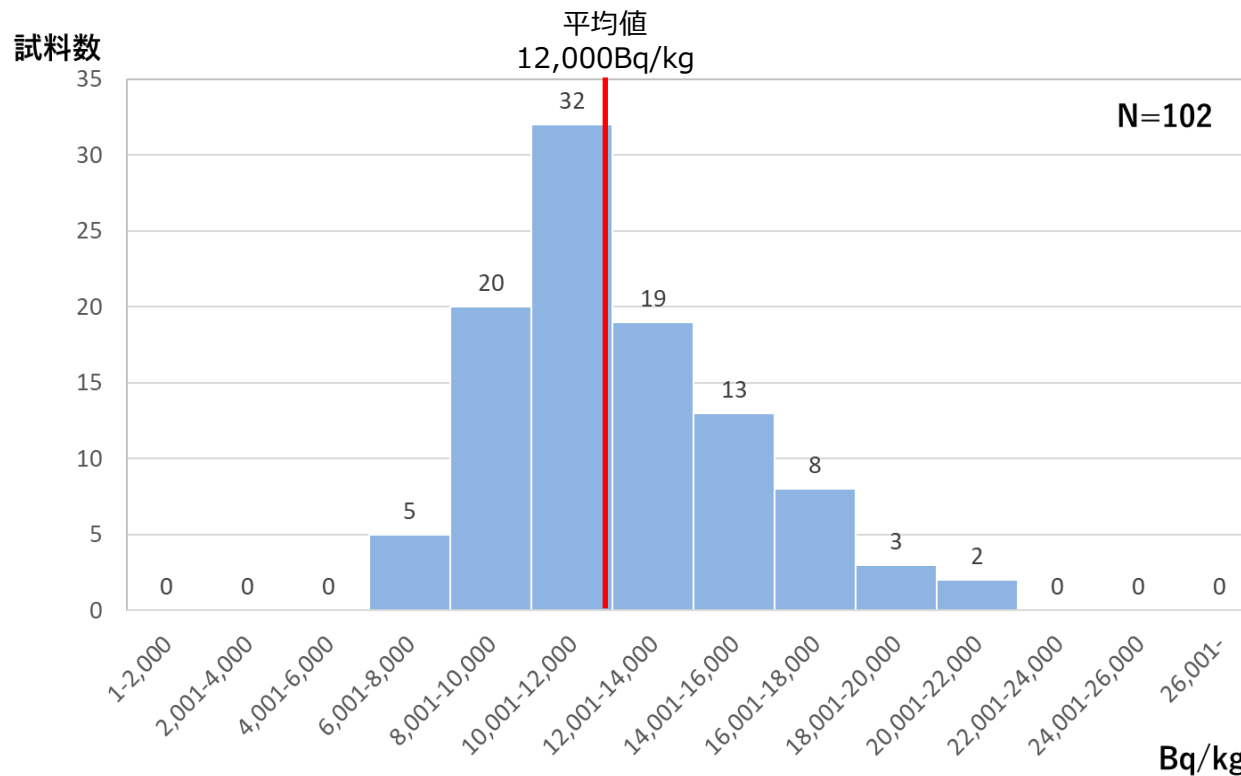
pH・電気伝導率・塩化物含有量・強熱減量の測定結果

項目	平均値	最大値	最小値	参考要求品質※
pH	7.7	8.8	6.2	$6 \leq \text{pH} \leq 9$
電気伝導率 (mS/m)	55.4	131	18.4	200mS/m以下
塩化物含有量 (mg/kg)	38.1	130	18.0	1,000mg/kg以下
強熱減量 (%)	8.3	12.1	5.0	—

※迅速な復旧・復興に資する再生資材の宅地造成盛土への活用に向けた基本的考え方
(平成24年3月国土交通省都市局都市安全課)

- 8,000Bq/kg超の土壌貯蔵施設におけるボーリング調査により採取した試料の放射性セシウム濃度は、おおむね7,000～20,000Bq/kgの範囲にあり、平均値は約12,000Bq/kgであった。
- 8,000Bq/kg以下の試料が102個中5個あった。
- 今後、この調査結果を踏まえて、必要な検討を行う。

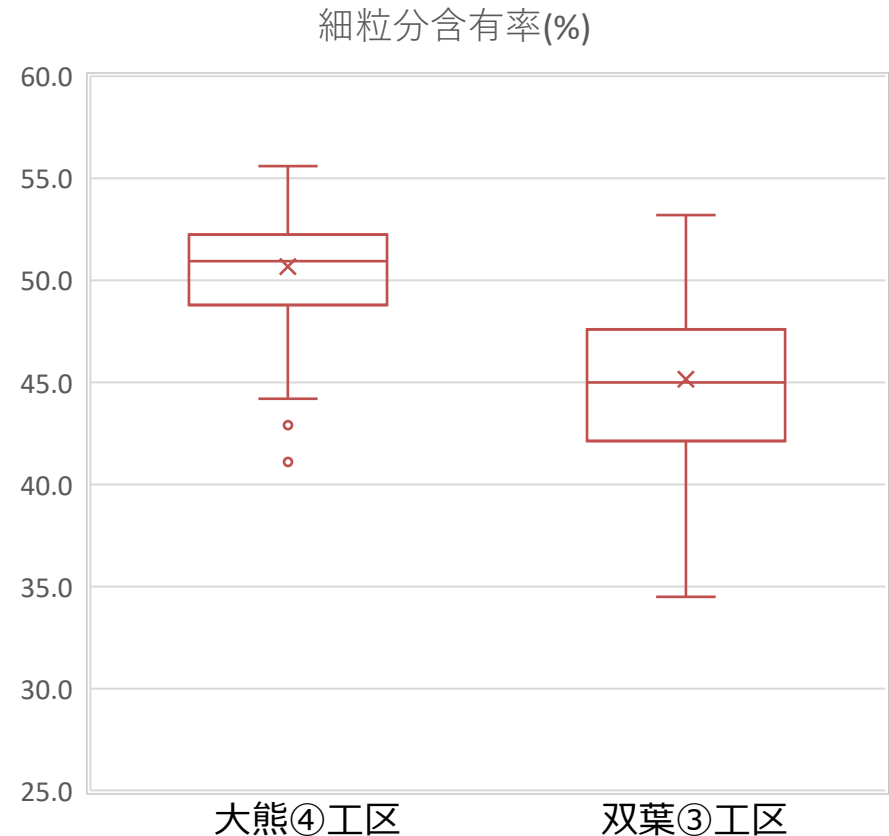
放射能濃度の分布



細粒分含有率（8000Bq/kg超の土壌）

- ボーリング調査により採取したサンプルの細粒分※含有率は、大熊④工区の平均値が50.7%、双葉③工区の平均値が45.2%であった。
 - 最終処分シナリオで示している分級処理では、粗粒分と細粒分に分離し、放射能濃度が高い細粒分が最終処分や後段の減容化の対象となる。今後、本試験結果を踏まえ、最終処分量の検討等を行う。
- ※粒径75μm未満

	細粒分含有率(%)	
	大熊④工区	双葉③工区
最大値	55.6	53.2
平均値	50.7	45.2
中央値	51.0	45.0
最小値	41.1	34.5
データ数	54	48



- 今後の土壌の取り出しにおける安全管理の参考とするため、開削調査において空气中放射性物質濃度、大気中の粉じん濃度を測定した。
- 今後、この調査結果を踏まえて、土壌の取り出しに係る作業方法を検討する。

開削調査時の空气中放射性物質濃度・大気中粉じん濃度

	空气中放射性物質濃度	大気中粉じん濃度 (最大値[mg/m^3])
大熊①工区 (8000Bq/kg以下)	検出下限値未満	1.86
双葉②工区 (8000Bq/kg以下)	検出下限値未満	5.25
双葉③工区 (8000Bq/kg超)	検出下限値未満	0.98

除去土壌の最終処分に係る管理終了の検討

- 処分対象物の性状（土壌、廃棄物）や処分場の構造によって処分場の管理終了に関する条件が異なると考えられるため、県外最終処分の管理終了の考え方については、下記のように検討の対象を整理。
- なお、除去土壌由来の熱処理後の飛灰固型化体、洗浄処理後の吸着剤安定化体については、廃棄物と性状が近いため、廃棄物とあわせて検討する。

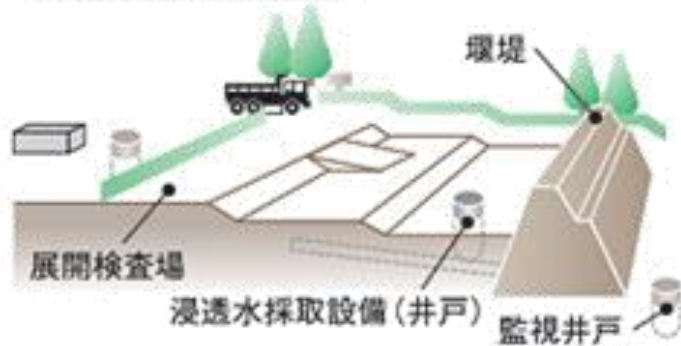
処分対象物	対象物	処分場の構造
土壌※	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除去土壌（①） ・ 分級処理後の細粒分（②） 	安定型相当
廃棄物（10万Bq/kg以下）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除去土壌由来の熱処理後の飛灰固型化体（③） ・ 廃棄物由来の熱処理後の飛灰固型化体（⑤） 	管理型相当
廃棄物（10万Bq/kg超）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除去土壌由来の熱処理後の飛灰固型化体（③） ・ 廃棄物由来の熱処理後の飛灰固型化体（⑤） ・ 除去土壌由来の洗浄処理後の吸着剤安定化体（④） ・ 廃棄物由来の洗浄処理後の吸着剤安定化体（⑥） 	遮断型相当

※福島県外で発生した除去土壌の処分に当たっては、放射性セシウム濃度が10万Bq/kgを越える場合等について放射性セシウムの溶出試験により溶出の有無を判定し、溶出がある場合は管理型相当の処分場で処分することとしている。

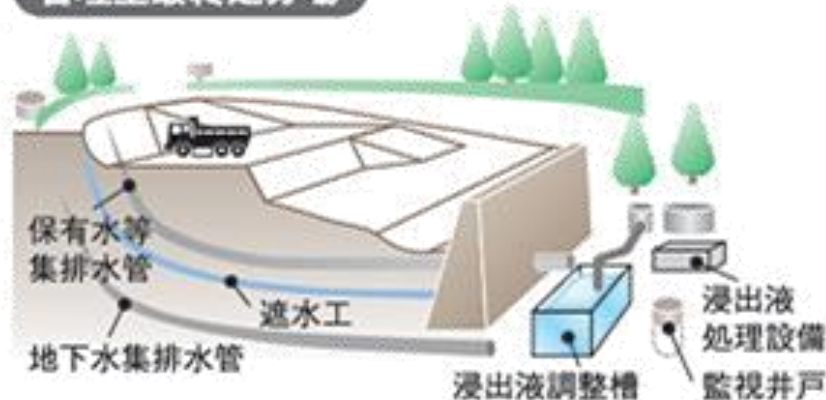
【参考】最終処分場の構造

■ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）における最終処分場の主な構造

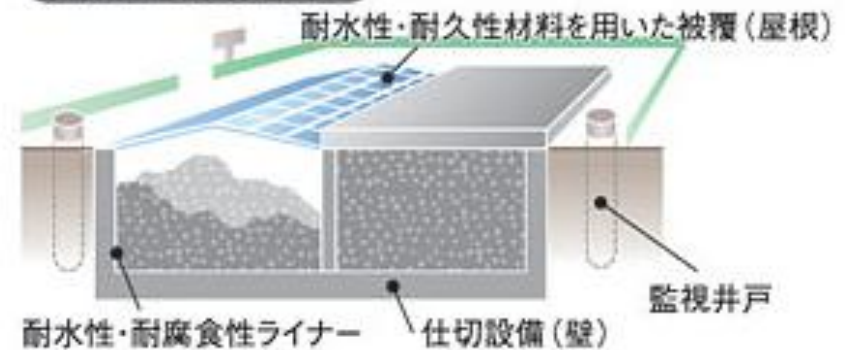
安定型最終処分場



管理型最終処分場



遮断型最終処分場



構造	構造基準
安定型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸透水採取設備を設置
管理型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸出液処理設備を設置 ・ 遮水工を設置（地盤の透水性が条件） ・ 地表水の埋立地へ流入を防止できる開渠等を設置
遮断型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貯留構造物（外周・内部仕切設備）の仕様（鉄筋コンクリート製等）を設定 ・ 一区画の規模（埋立面積50m²以下、埋立容量250m³以下）を設定 ・ 地表水の埋立地へ流入を防止できる開渠等を設置

【参考】放射性廃棄物の濃度と処分方法

放射線防護不要

クリアランスレベル以下の
廃棄物

<放射性セシウム濃度> 100Bq/kg

クリアランスレベル(0.01mSv/年)以下の廃棄物のうち、原子力規制委員会による確認を受けたものについては、「放射性廃棄物として扱う必要のないもの」、つまり産業廃棄物として、再生利用又は処分が可能。

放射線防護が必要

低レベル放射性廃棄物

10万Bq/kg
(濃度上限値)

1千億Bq/kg
(濃度上限値)

高レベル放射性廃棄物

L3 (解体コンクリート・金属)



70m
未満

コンクリートピットのような人工構造物を設置せず、浅地中に埋設処分する方法



動力試験炉のL3廃棄物の埋設実績 (東海村)
<約1,670トンを埋設済>

L2 (廃液, フィルター, 手袋等消耗品)



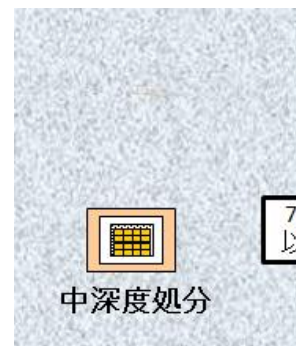
70m
未満

浅地中にコンクリートピットなどの人工構造物を設置して埋設処分する方法



六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターでの埋設実績
<2025年1月末現在、366,619本(約7.3万m³)を埋設済>

L1 (制御棒, 炉内構造物)



70m
以深

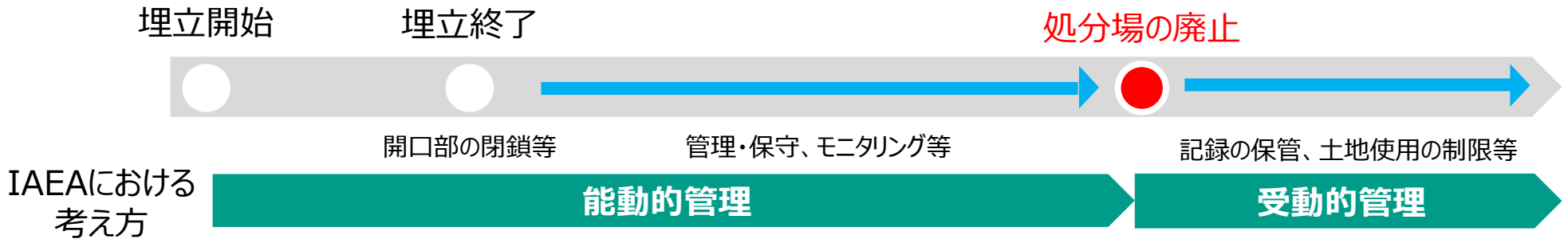
出展: 資源・エネルギー庁HP「放射性廃棄物について」「廃炉ゴミをリサイクルできるしくみ『クリアランス制度』」
日本原子力研究開発機構HP「埋設実地試験」
日本原燃株式会社HP「埋設事業の概要」「低レベル放射性廃棄物の受入れ状況(2025年1月末現在)」を一部加工し環境省作成

ガラス固化体



- 復興再生利用・最終処分等における管理終了の検討に当たり、埋立処分場を扱う以下の制度について、管理の終了・事業の廃止の考え方等について整理する。
 - ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）
 - ② 土壌汚染対策法（土対法）
 - ③ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規法）、放射性同位元素等の規制に関する法律（RI法）

- 既存制度を確認したところ、処分場の管理に関する流れは下記のように整理できると考えられる。
- 処分場の管理について、IAEAにおいて、放射性廃棄物の最終処分場の管理のうち、人間による処分場の管理・保守、環境放射能のモニタリングなどを「能動的管理」と取り扱い、マーカーの設置、記録の保管、土地使用の法的制限などを「受動的管理」と取り扱っているところ。



- 既存の制度における受動的管理に対応する内容を整理すると下記のとおり。

制度	受動的管理
廃掃法	跡地形質変更制度により跡地の形質変更が制限
土対法	一般的に形質変更時要届出区域に指定され、形質変更が制限
炉規法・RI法	放射線管理記録の保管、廃棄物埋設地の所在等を示す措置

- 除去土壌の処分に係る特措法に基づく基準（処分基準）には、IAEAの考え方における能動的な管理と受動的な管理に該当する内容が含まれていると考えられる。

【参考】 除去土壌の埋立基準の主な内容

※放射性物質汚染対処特措法施行規則第五十八条の三

1. 飛散、流出の防止
2. 地下水汚染の防止
※基本的には除去土壌からの放射性セシウムの溶出は非常に小さいため遮水シート等の地下水汚染防止措置は不要。放射性セシウムが溶出すると認められる場合には遮水シートの敷設等を行う。
3. 生活環境の保全（騒音・振動等）
4. 周囲の囲い・埋立処分の場所であることの表示
5. 開口部の閉鎖
6. 空間線量率の測定（施工時・維持管理時）
7. 埋立処分の場所、除去土壌の量、放射能濃度等の記録・保存

- 本検討においては、まずは、能動的な管理を、処分基準のうち「能動的な管理（IAEAにおける考え方）」に該当する管理、受動的な管理を、少なくとも能動的な管理に該当する措置の実施は不要とする管理とし、こうした複数の段階があることを念頭に検討を行う。
IAEAにおける能動的な管理の例：人間による処分場の管理・保守、環境放射能のモニタリング など
IAEAにおける受動的な管理の例：記録の保管、土地使用の法的制限 など
- 復興再生利用における維持管理の終了の考え方についても、最終処分の検討等と整合させながら検討を進める。

**除去土壌等の最終処分に係る
地域コミュニケーション等に関する
検討事項について**

(技術的事項の検討)

A. 県外最終処分対象物の放射能濃度と社会的受容性に関する検討

- A.1 放射能濃度等の、シナリオにより変化する項目と社会的受容性に関する情報収集・整理

最終処分 シナリオの検討

B. 地域とのコミュニケーションや地域共生のあり方の検討

- B.1 最終処分の事業段階に応じたコミュニケーションの方法と対象の整理

- B.2 地域共生に関する事例の整理

- B.3 地域とのコミュニケーションのあり方の検討

- B.4 本事業の地域共生の方針の検討

C. 候補地選定のプロセスの具体化

- C.1 類似事例における候補地選定プロセスの整理

- C.2 候補地域の社会的要件・条件等の検討

- C.3 本事業における候補地選定プロセスの検討

(候補地域の技術的要件・条件等の検討)

並行して検討

(目指す姿) 候補地の選定・調査を始める

除去土壌等の最終処分に係る

その他の検討事項について

ロードマップで示された事項

- ① 県外最終処分管理終了の検討 (※)
- ② 中間貯蔵施設内での土壌の取り出しに関する検討 (※)
- ③ 中間貯蔵施設内での運搬に関する検討 (※)
- ④ 県外最終処分・運搬のために必要な施設等についての検討
 - 中間貯蔵施設外での運搬についての検討
 - 県外最終処分のための施設等についての検討
- ⑤ 最新技術や知見に関する情報の継続収集 (※)
- ⑥ 減容技術等の効率化・低コスト化の検討に向けた技術開発 (※)
- ⑦ 各県外最終処分シナリオに関する全体処理システムとしての安全かつ効率的な運用の検討
 - 減容技術の組合せに関する検討
 - 減容化後の処分方法の検討
- ⑧ 県外最終処分の安定性の技術的検討
- ⑨ 県外最終処分場の立地に関する技術的検討
- ⑩ 県外最終処分対象物の放射能濃度と社会的受容性に関する検討
- ⑪ 地域とのコミュニケーションや地域共生のあり方の検討
- ⑫ 候補地選定のプロセスの具体化

(※) : 復興再生利用と関連がある事項

ロードマップで優先的に検討するとされた事項

□ : 本資料で扱う事項

その他に検討が必要と考えられる事項案

- ⑬ 現状の放射能濃度別の土壌・廃棄物量の把握
- ⑭ 土壌貯蔵施設から取り出し後の土壌の濃度分別に関する検討 (※)
- ⑮ 減容処理における生成物、廃水処理等副生成物等に関する検討

- 今後検討すべき事項のうち、ロードマップで優先的に検討するとされた②③や⑥⑦⑧について検討を進める。
 - ②中間貯蔵施設内での土壌の取り出しに関する検討
 - ③中間貯蔵施設内での運搬に関する検討
 - ⑥減容技術等の効率化・低コスト化の検討に向けた技術開発
 - ⑦各県外最終処分シナリオに関する全体処理システムとしての安全かつ効率的な運用の検討
 - ⑧県外最終処分の安定性の技術的検討

【具体的な検討事項】

- ・土壌貯蔵施設からの取り出しに関して、必要な施設やその規模等についての検討【上記②】
- ・中間貯蔵施設内での運搬に関して、土壌貯蔵施設でのベルトコンベア導入実績等を踏まえた、土壌の運搬に要する運搬機の数量や稼働期間の推計、必要設備の検討【上記③】
- ・分級後の細粒分土壌の溶融処理に関して、溶融温度等の必要な条件やマテリアルフローの確認【上記⑦】
- ・廃棄物の溶融飛灰のセメント固型化に関して、使用するセメントの配合の変化による硬化時間や体積増加量、長期的な強度等への影響の確認【上記⑥⑧】
- ・遮断型処分場相当の施設に関して、現在の告示に従った建設に当たっての技術的な検討【上記⑧】

など

理解醸成について

理解醸成に係るWEBアンケート調査の結果について

- 県外最終処分、復興再生利用について、県内・県外とも認知度は昨年比でおおむね横ばいで推移。
- 復興再生利用の「安全性認知」、「賛否」、「お住まいの地域での利用是非」については肯定的評価のポイントが上昇傾向。必要性はおおむね横ばい。安全性が条件として最も高い。
- なお、復興再生利用の関心については減少傾向。

令和7年度WEBアンケート結果概要 ()内は前年度の数値。新規設問としているものは、本年から新たに設問を追加したもの。

区分	認知度	関心度	安全性認知 (安全)	必要性認知 (必要)	賛否 (賛成)	居住地での 実施是非 (賛成)	情報 入手 経路	実施 必要 条件	社会的 理解 必要条件	関心 事項	
復興 再生 利用	県内	43.3% (44.2%)	41.0% (46.5%)	39.8% (33.6%)	44.5% (43.2%)	44.6% (39.3%)	テレビ (民放/ NHK)が 多	「安全性 の担保」 が多	「安全性 の担保」 が多	「減容・ 復興再生 利用の安 全性」が 多	
	県外	16.6% (15.1%)	26.7% (32.5%)	19.2% (15.9%)	32.3% (31.8%)	27.0% (25.2%)					22.9% (20.9%)
	傾向	横ばい (→)	やや低下 (↘)	やや向上 (↗)	横ばい (→)	やや向上 (↗)					やや向上 (↗)
県外 最終 処分	県内	54.8% (55.0%)	—	39.1% (新規設問)	—	46.1% (新規設問)	テレビ (民放/ NHK) が多	「安全性 の担保」 が多	—	—	
	県外	23.3% (24.8%)	—	20.3% (新規設問)	—	25.5% (新規設問)					20.3% (新規設問)
	傾向	横ばい (→)	—	<新規>	—	<新規>					<新規>

※前後比較において、スコアが+2ポイント以上を「やや向上」、-2ポイント以上を「やや低下」として整理している。
 ※令和7年度WEBアンケート：調査実施：令和7年10月 回答者数：3,600名（福島県以外：3,200名、福島県：400名）

- 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた、理解醸成活動の一環として、除去土壌等の県外最終処分・復興再生利用についてともに考え、**理解を深めるためのパネルディスカッションを計5回実施**。
(福島開催：R7/8/18 東京開催：R7/9/5、6 宮城開催：R8/3/15 埼玉開催：R8/3/18)
- **参加者から申込フォームや付箋で募集した疑問や意見を中心に**、パネリスト間の議論のテーマを設定。

<R8/3/15 (宮城開催)の様子>



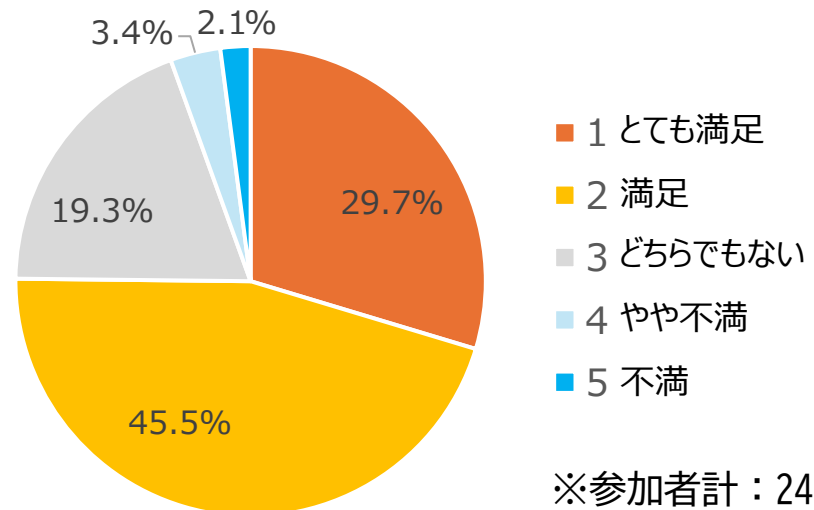
○パネリスト：学識経験者、宮城県出身のタレント、福島的一般の方、環境省

<R8/3/18 (埼玉開催)の様子>



○パネリスト：学識経験者、埼玉県出身のタレント、福島的一般の方、環境省

<参加者の満足度アンケート (5日間合計) >



※参加者計：240名
回答数：145名

- **現地見学会や講義、WSといった対面型の個別施策では着実な成果が得られている。**今後、この成果を全国的な認知向上につなげるべく、**マス向けの取組を一層進めることが必要。**
- その際、復興再生利用の拡大に向けては、**安全性の理解促進を図ることが効果的である可能性。**
(他の研究でも、復興再生土に関する情報ニーズのうち放射線被ばくの影響に関するものが高く、また復興再生利用の受容性と放射線の知識が影響することが示されている※)
- **社会的受容性の向上**のためには単なる認知拡大に留まらず、今後は復興再生利用に対する**中庸層（どちらともいえない）の意識変容を、重要な指標として注視**すべきではないか。

今後の方向性（案）

● **現地見学会、ワークショップ等の関心層向け、イベント、メディア向け発信等の比較的リーチの広い手法は継続しつつ、より広範な一般層（マス）向けへの拡充・内容の強化を意識。**

● 現地見学会

● 効果が高い**現地見学会をより広範な層にも拡大**すべく、**浜通りへの人流の創出（＝観光との連携等）と現地での受入れ体制強化に取り組む。**

● 若い世代やメディア等のこれまでのリーチ層に加え、今後は地域での受入れに向けて**自治体関係者向けの見学会を強化**する。

● 一般向け広報

● 福島県内外の放射線に関する認識状況を踏まえて、**放射線に関するわかりやすい発信を強化（呼称の定着含む）**

● とりわけ、**安全性に関する情報発信、メディア向けの発信などを軸**にしつつ、効果的なものとなるよう**全国の都市・地域でマス向けに目に触れやすい発信を実施。**



環境省